

けんぽQ&A

Series 14

Q 捻挫や骨折した場合や医師の同意によるはり・きゅうを受けた場合は、療養費の支払いは出来ますか？

A はい！出来ます。

スポーツで打撲・捻挫などケガしたとき、医師が同意した骨折・脱臼については健康保険の対象となり、療養費を受けることができます。

ただ最近、肩こりや疲れがあってマッサージ感覚で接骨院や柔道整復師にかかる方が多くなってきています。この場合は、療養費として認めることができません。

単なる疲労性・慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労、病気（**神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア**など）からくる痛みやコリについては、健康保険外の診療となりますので、**全額自己負担**となりますのでご注意ください。

接骨院・柔道整復師等の「**はしご**」は、医療機関同様にしないようにお願いいたします。
「**はしご**」をすることで、医療費が多額になりますので、同じ接骨院・柔道整復師等に罹っていただきますようお願いいたします。

接骨院・柔道整復師等の請求の中にも、健康保険の対象とならない治療の請求がみられることがあり、この不正を避けるために治療内容をお尋ねすることがありますので、その時はご協力お願いいたします。

（参考書類：2ページ以降に記載）

柔道整復師のかかり方

整骨院・接骨院で治療を受けたら

「領収証」をもらいましょう!

- 治療を受けたあと、一部負担金を支払ったとき
必ず、領収証(無料)を受け取りましょう。
- 一部負担金の内容をもっと詳しく知りたいときは、
治療した項目ごとに記載された
「明細書」(有料)をもらうことができます。

※整骨院・接骨院は正当な理由がない限り、
明細書の発行を拒むことはできません。



領収証の一例(無料)

領 収 証	
様	
保険分合計	円
① 一部負担金	円
② 保険外	円
合計金額 (①+②)	円

平成 年 月 日

上記合計金額を領収いたしました。

住所
施設所名
氏名
電話

明細書の一例(有料)

明 細 書		
様		
医 療 分	〈初検料・再検料等〉	
	初 検 料	円
	初検時相談支援料	円
	再 検 料	円
	〈施術情報提供料〉	円
	〈往療料〉	円
	〈施術料等〉	円
	整骨・固定・療養料	円
	後 療 料	円
	温 電 法 料	円
冷 電 法 料	円	
電 療 料	円	
〈その他〉	円	
計	円	
① 一部負担金	円	
② 保 険 外	円	
合計金額 (①+②)	円	

平成 年 月 日

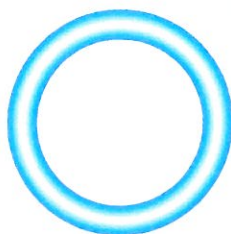
住 所
氏 名

● 柔道整復師で受ける治療のうち、健康保険が使えるケースはごく限られています。
● このパンフレットをお読みいただき、正しい知識をもって適切な受診をしてください。

柔道整復師(整骨院・接骨院)で、 健康保険が**使える**ケース……○ **使えない**ケース…×



健康保険が使えます



急性などの外傷性の
打撲・捻挫・および挫傷(肉離れなど)・骨折・脱臼

※骨折・脱臼については医師の同意が必要です(応急処置を除く)。



健康保険は使えません (全額自己負担になります)

単なる
(疲労性・慢性的な
要因からくる)

肩こりや
筋肉疲労



病気(神経痛・リウマチ・五十
肩・関節炎・ヘルニアなど)
からくる

痛み・
こり



脳疾患後遺症
などの
慢性病



過去の
交通事故等
による
後遺症



慰安目的の
あん摩・
マッサージ
代替りの利用



原則として同一負傷に対して
同期間に保険医療機関
などで診療を
うけている
場合



症状の改善の
見られない
長期の治療



医師の同意のない
骨折や脱臼の
治療(応急処置を
除く)



原則として仕事中や
通勤途上に
おきた負傷



ご注意ください!!

以上の場合に、「健康保険が使える」と説明を受け整骨院・接骨院を受診されても、その治療費は、全額または一部を自己負担していただくことがあります。

その場合、後日整骨院から請求されるか、もしくは健康保険組合から請求させていただくことになります。

柔道整復師にかかる場合の注意事項

1 負傷の原因を正しく伝えましょう

何が原因で負傷したのかをきちんと話しましょう。外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合又は、通勤途上におきた負傷は健康保険は使えません。また、交通事故等による第三者行為に該当する場合は健康保険組合へ連絡をしてください。

2 病院との重複受診は健康保険扱いできません

同一の負傷について、同期間に医師の治療と柔道整復師の治療を重複して受けた場合、原則として柔道整復師の治療費は全額自己負担になります。ただし、負傷の状態の確認のために医師の検査を受ける場合や、投薬のために病院に行くことは可能ですので、このような場合は医師の指示を得てその旨を柔道整復師に申し出てください。

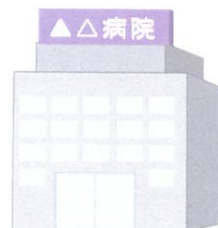
3 療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で署名または捺印しましょう

療養費支給申請書は、受療者が柔道整復師に委任をし、本人に代わって治療費を健康保険組合に請求し支払いを受けるために必要な書類です。委任欄に署名する場合は、傷病名・日数・金額をよく確認し、署名しましょう。白紙の用紙に署名をしたり、印鑑を渡してしまうのは、間違いにつながる恐れがありますので注意してください。



4 治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう

長期間治療を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられますので、一度医師の診断を受けましょう。



5 「ついでに他の部分も」とか「家族に付き添ったついでに」といった「ついで」の受診は支給対象外です

健康保険組合より治療内容について お尋ねすることがあります



柔道整復師の請求の中には、健康保険の対象とならない治療の請求など不適切な請求も一部に見受けられます。そこで、適正な支払いに調査が必要と判断される場合には、健康保険組合より電話または文書で、負傷原因、治療年月日、治療内容などを照会させていただきます。そのため、受診の記録（負傷部位・治療日・治療内容など）、**領収証の保管をしていただき**、照会がありましたらご自身で回答書に記入されるようお願いいたします。

鍼灸師 〔はり・きゅう〕 のかかり方

鍼灸院を健康保険でかかるとき 健康保険を使うには一定の条件があります…

医師がその治療の必要を認めた場合に限り、健康保険を使うことができます。
その際、医師の同意書または診断書が必要となります。具体的には次のような病気や症状が、健康保険の対象となります。

※初診の日から3ヶ月を経過した時点で更に治療を受ける場合は、再度、医師の同意が必要となります。

はり・きゅうの場合

- 神経痛
- リウマチ
- 腰痛症
- 五十肩
- 頸腕症候群
- けい つい 頸椎捻挫後遺症



マッサージの場合

- こうしゆく 関節拘縮
- 筋麻痺



※マッサージは診断名によることなく、症状に対する治療となります。関節が硬くて動きが悪かったり、筋肉が麻痺して自由に動けないなどの症状が健康保険の対象になります。



医療機関と同時にかかることはできません

整骨院の場合と同様にはり・きゅうについても、同一傷病にて医療機関で治療を受けている場合（診察、検査および療養費同意書交付を除く。）は、鍼灸院で健康保険を使うことはできません。全額自費でかかっていたことになります。

なお、マッサージについてはこの限りではありませんが、治療が長期にわたる場合は、定期的に医師の診断および同意が必要になります。